

いきいき企業支援条例による企業誘致

八王子市産業振興部産業政策課主査 山岸 研

はじめに

「企業誘致」ときいて、どのようなイメージを持たれるだろう。公費で造成した大規模工場用地が売れずに更地のままという話であろうか。それとも、巨額の自治体補助を受けた大手メーカーの液晶パネル工場がわずか6年で撤退したというニュースだろうか。同じ企業誘致でも前者は比較的古典的な話題であり、後者はわが国の製造業が抱える問題の一断面を象徴する最近の話題である。しかしこの両方に共通している点の一つとして、いずれも都会を離れた地方都市での話というイメージがあるのではないだろうか。

本稿で紹介する「八王子市いきいき企業支援条例」は、一定要件を満たした企業の立地案件に対し、固定資産税・都市計画税と事業所税をキャッシュバックするという、典型的な企業誘致のための奨励金制度であるが、本市に限らず、東京近郊に位置する自治体でも、最近になって同様の制度を運用するようになった例は少なくない。その背景にある自治体の産業振興行政の必要性と、本市における誘致条例の制定の経緯及び運用状況を以下に報告する。

1. 自治体産業振興行政の必要性

1980年前後に“地方の時代”が力強く叫ばれた時期があった。しかしおよそ30年を経た現在の“地方分権”は、「地域が主役」というような明るいイメージばかりではない。財政の逼迫や少子高齢化等の課題を抱えながら、地方が自立を迫られる構図と言ってもいいだろう。そのための財源確保や地域活性化の手段の一つとして、産業振興行政の必要性が高まっている。

（1）地方分権の流れ

平成12年の地方分権一括法施行から約10年が経過した。財政基盤強化や行政の効率化を目指した平成の大合併による自治体の統廃合も進み、最近では一括交付金が話題を集めている。地方分権改革という言葉も、現政権下では「地域主権改革」などと変化しているが、基本的な流れとしては、第二次大戦後、国主導による全国一律の政策で突き進み稀に見る戦後復興を遂げて経済大国を築くことに成功したわが国が、国民の価値観多様化や激変する国際情勢など、次の時代の課題に対応して成長していくべく、それまでの画一的で中央政府の関与が大きい国内行政システムを変えようとするものである。

これによって地方自治体は、各々の地域特性に合った行政を独自に行えるという理屈であるが、裏返せば、これまで国が示してくれた方針や方法を自ら考えなければならず、その成否の責任も自治体が自ら背負うということである。法人個人を問わず市民から選択の目に晒される地域間競争の時代がやって来るということであり、また財源の移譲が進めば、地方交付税のような財政調整機能だけに頼らず、市民サービスのための財源確保にも、自ら取り組む必要に迫られることになるのである。

（２）少子高齢化の進展

周知の通り、わが国は世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいる。年金や健康保険をはじめとする社会福祉システムの、現役世代の大きな負担が問題になっているが、自治体財政にとってみても、現役で住民税を負担する世代が減少すると同時に、現役を終えて住民税負担が減りながら様々なサービスを必要とする世代が増えていくということを意味している。このような状況から、今後の安定した行政サービス提供のための財源確保の一つの手段として、産業振興の重要性が高まっている。

すなわち働く場が減っていけば、生産年齢（一般に 15 歳以上 65 歳未満）にあたる人々の流出につながり、職を持たない高齢者が残っていくことになる。既存産業への支援による産業活性化はもとより、有力企業を新たに誘致することは、直接の法人税収と同時に就労場所の確保（従業員は住民税の納税義務者になり得る）にもつながる重要な施策なのである。

2. 八王子市の産業と市の産業振興

戦前から織物のまちとして隆盛を誇ってきた八王子市であるが、現在は繊維産業と入れ替わるように集積が進んだ電機電子機器や精密加工等が工業の中心である。また、鉄道・道路など交通の要衝でもあり、企業誘致に有利な条件を備えている。これらを活かすべく八王子市では、『産業振興マスタープラン』を策定して産業振興に取り組むこととなった。

（１）八王子市の製造業の変遷

八王子市の製造業は、明治期以降、地場産業である繊維関連の中小企業が集積した「織物のまち」として発展した。昭和 30 年代後半からは、市街地周辺部で工業団地の造成と工場の誘致がはじまり、電機機械器具製造業をはじめとする大企業などが八王子市に進出してきた。八王子市の織物の生産額は、昭和 45 年前後をピークに減少し、代わって新興工業団地に立地する大企業や、繊維関連の工場用地を活用して進出した大企業の関連工場及び多摩地域の企業から独立操業したベンチャー企業などが地域の製造業の主な担い手となった。

また、これらの変化は東京都心のベッドタウンとしての市の人口急増期と重なり、市は、急激な人口増加に伴う教育、福祉、住宅や道路などの基盤整備に追われることになる。

（２）多摩シリコンバレー

多摩シリコンバレーという言葉をご存知だろうか。東京都は、平成 18 年の『10 年後の東京』計画において、産業振興施策として、産業交流のトライアングルの一角に「多摩シリコンバレーの形成」を掲げている。ここでいう多摩シリコンバレーとは、埼玉県南西部から東京多摩地域を経て神奈川県中央部に至る地域にある、電機電子機器や輸送用機器、金属加工製品などの製造業の集積のことをさしており、平成 13 年にこの地域の工業製品出荷額が本家米国シリコンバレーの 2 倍になるという試算が（注 1）発表されたことから、このような呼び方をされるようになった。

この多摩シリコンバレーと呼ばれる地域の中で、八王子市は地理的にも、鉄道や高速道路などの交通網から見てもその中心に位置している。この一大産業集積地域の焦点とも言える好立地を備えているのは大きなアドバンテージであり、企業誘致制度の充実がより大きな効果を発揮し得る潜在力を持っているのである。

（３）地域産業振興会議の提言と産業振興マスタープランの策定

八王子市に大規模工業団地が造成された昭和 40 年代にも、実は本市には企業誘致条例が存在した。しかし前述のように市の施策の重心が都市基盤整備に移り、また東京近郊に位置する八王子市では雇用は十分確保され、繊維産業に変わるベンチャー企業の進出も盛んであったことから、その後は市としての企業誘致や産業振興施策が、必ずしも積極的とは言えない時期が続くことになる。

そのような中で現職の黒須隆一市長は、産業振興を公約の一つに掲げて平成 12 年の市長選で初当選した。就任後早速、有識者や市内の経済人等からなる「八王子市地域産業振興会議」を設置。本市産業振興のあり方を諮問し、これを受けて平成 14 年 10 月に提言書「光り輝く産業都市八王子をめざして」が答申された。この答申では、上述のような自治体行政を取り巻く状況と、八王子市の産業の歴史と現況を踏まえ、時代の変化に対応した産業振興策として、①産業人材の育成、②物流産業の集積、③中心市街地や商業基盤の活性化、④企業誘致を含む先端ものづくり産業の振興の 4 つが提言されている。

上記の提言と、他に観光業と農林業に関する提言とを合わせて、平成 15 年 9 月に『八王子市産業振興マスタープラン』が策定された。『産業振興マスタープラン』は、市の基本構想・基本計画である『八王子ゆめおりプラン』のもと、市の関連する計画との整合を持たせながら、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間を計画期間として策定され、産業の視点からの八王子のめざすべき将来像として「光り輝く産業都市八王子～働きやすく、暮らしやすいまち～」を掲げている。

このマスタープランにおけるものづくり産業の振興施策の中で「工業系用地の保持・確保と企業誘致策の具体的な実施」が当初から 3 ヶ年の間に実施すべきアクションプランの一つとして明記され、これに基づいて企業誘致条例が制定されることになった。

3. いきいき企業支援条例

産業振興マスタープランに基づいて、企業誘致制度「いきいき企業支援条例」が制定された。地域間競争が激しくなる中、本市条例の適用実績は 52 件（平成 23 年 1 月現在）に上っている。今後は立地企業の定着を図り、長期的な税収、雇用そして地域活性化に結び付けていくことが課題となってくるだろう。

（１）いきいき企業支援条例の制定

産業振興マスタープランの策定を受け、企業誘致策の具体的な制度として、企業立地促進奨励金制度を盛り込んだ「いきいき企業支援条例」が平成 16 年 4 月に制定された。その第 1 条に掲げられた目的は図表 1 のとおりである。

図表 1 「八王子市いきいき企業支援条例（平成 16 年 3 月 8 日条例第 5 号）」より

（目的）

第 1 条 この条例は、企業立地促進地域への積極的な企業等の立地を支援し、産業系用地の有効活用を促進し、及びものづくり産業の事業高度化を促進するための必要な支援措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

当時の問題意識としては、①八王子ニュータウン及び多摩ニュータウンの業務用地の利用が必ずしも順調に進んでいないこと、②既存の工業系用地がマンションなどに変わってしまい業務用地として有効活用されていないこと、③『産業振興マスタープラン』でも掲げた職住近接の雇用環境確保を実現することの大きく3点であった。他の自治体などの誘致制度も参考にしながら、市外からの企業立地と併せ、既に市内にある企業の設備拡張も対象とし、投下固定資産評価額と常用雇用者数等の要件を満たした場合に、対象施設の固定資産税・都市計画税と事業所税として納税された金額を、3ヵ年に渡り交付する奨励金制度を柱とした条例を制定した。

（２）本市条例の特徴

各地で制定されている誘致制度と比較して、本市条例に特徴的な点は以下のとおりである。

- ① 優遇制度の対象となる地域として、八王子市の都市構造を踏まえた立地を誘導すべく、業種別に「企業立地促進地域」として区域指定を行った。全国的には自治体自ら造成した工業団地を対象とする例が多い。
- ② 市外からの新規誘致に限定せず、既存市内企業の設備拡張も対象とした。全国的には市外からの誘致や既存企業は移転に限る例が多い。
- ③ 八王子市を支える基幹産業として、優遇対象業種をものづくり産業（製造業）の他、商業、物流系産業、そして業務施設集積地区（注２）の事務所も対象とした。全国的には工業系に限定する例が多い。

近隣自治体で企業誘致制度を有している例は図表２（次頁参照）の通りである。本市条例の施行当時、多摩地域では町田市（平成16年3月に制度終了）と多摩市が既に制度を有していたが、その後同様の問題意識を持つ自治体が増えてきているものと考えられる。

（３）期限延長と制度の改善

この条例は平成16年4月に施行された時点で5年間の期限を付けており、平成21年3月で終了することとなっていた。しかし平成20年11月に、それまでの実績を踏まえて更に5年間の延長を図る方針を決定し、市議会の平成21年第一回定例会において期限延長の条例案が可決され、現在の条例は平成25年度末（平成26年3月31日）が期限となっている。

またこの延長に際し、それまでに寄せられた企業からの要望に対応し、新設・拡張ではなくても、一定規模以上の償却資産の設置を対象とする「開発・生産設備設置奨励金」の創設や、同一敷地での適用を複数回認める等の支援制度の充実を併せて実施している。

（４）運用状況と効果

制定以来、企業を訪問しての周知活動はもちろん、業務用地を持っているUR都市機構や東京都、企業の設備投資情報を持つ金融機関などへも積極的に情報提供を進めている。最近では、初期に条例の適用を受けた事業主に顔写真入りで登場してもらったパンフレットなども作成・配布し、より一層誘致活動に力を入れている。

平成23年1月現在の運用状況（図表３ 次頁参照）であるが、条例制定以来52件の案件を指定している。これら52件によって新たに創出される雇用は2,440人、建物や償却資産取得などの直接投資額が1,078億円、奨励金分にあたる固定資産税・都市計画税と事業所税の単年度税収は11億7,000万円が見込まれる（実際にはこの他、法人市民税等奨励金対象以外の税目による税収も入ってくる）。

図表 2 近隣自治体の企業誘致制度

自治体名	名称	優遇内容	対象地区	既存市内企業について	対象業種
町田市 (H11～ 16年度末終了)	相原・小山土地 区画整理事業地内 企業誘致条例	固定・都計税相当額を3ヵ年交付	相原・小山地区限定	増設も対象	製造業、物流
多摩市 (H14～)	企業誘致条例	固定・都計税相当額を最大5ヵ年交付	新住宅市街地開発法により整備された多摩NT内の、都市再生機構または都が所有する土地	新設・移設のみ対象	商業、業務施設
八王子市 (H16～)	いきいき企業 支援条例	固定・都計税、事業所税相当額を3ヵ年交付	業種ごとに 対象区域を設定	増設も対象	ものづくり産業、商業、 物流、事務所
羽村市 (H16～)	企業誘致 促進に関する条例	償却資産税相当額を3ヵ年交付	工専・工業・準工業地域	対象外	製造業、情報通信業、 運輸・郵便・学術研究他
神奈川県相模原市 (H17～) ※H22に改正し 対象地区を限定	産業集積 促進条例	投資額の10%(限度額5億円)を3ヵ年交付	工専・工業・準工業地域	増設も対象	製造業、情報通信、 自然科学研究所
調布市 (H18～)	企業立地等 促進支援条例	・購入資金の2/10(限度額12億円) ・賃借料の1/10(限度額年7,000万円を6年間)	中心市街地 市長が定める地区	増設も対象	事務所、研究所、工場
国立市 (H20～)	企業誘致 促進条例	・固定・都計税相当額最大80% (限度額1億円)を最長5ヵ年交付 ・他に利子補給あり	準工・商業・近商・1種2種住 居・2種中高層住居地域	増設も対象	製造業、情報通信業、 学術研究機関、卸売業
桧原村 (H21～)	企(起)業誘致 促進条例	・固定資産税相当額を3ヵ年交付 ・その他用地取得費や上下水道料金助成等	市内全域	新設・移設の み対象	業種の制限無し
三鷹市 (H22～)	都市型産業 誘致条例	固定・都計税事業所税相当額の60～100% (限度額1億円)を5ヵ年交付	工専・工業・準工業地域	増設も対象	都市型産業(環境・ 研究開発・情報通信・ アニメ・コンテンツ・観光)
立川市 (H22～)	都市軸沿道地域 企業誘致条例	・固定・都計税相当額を3～5ヵ年交付	国有地	新設・移設の み対象	業務、商業、文化交流 施設

出所：比較のために筆者が作成。詳細は各市 web サイトを参照（平成 23 年 1 月確認）

事業主から直接話をうかがっていると、地方都市からの積極的な誘致活動の状況が浮き彫りになってくる。市内で長らく操業し、今回この条例の適用を受け市内で新工場を取得して移転したある事業主は「地方の自治体は一生懸命。東京より土地の安い埼玉県や東北地方からも自治体の職員が直接営業にきた。そういうところは優遇制度があるのは当たり前。八王子にこういう制度が無かったら、地元というだけで八王子に残る選択はできなかったかもしれない」と語ってくれた。

同様の話は枚挙にいとまが無い。「〇〇市は土地代はいらないと言ってきた」、「〇〇市は、市と県の職員がそれぞれ別々に営業にきた」など、「地方は本当に熱心だ」という話が多く、指定事業者から聞かれる。

図表 3 いきいき企業支援条例による年度別業種別指定状況

指定年度	指定件数	業種別		
		製造業	物流業	商業
平成16年度	1	1	0	0
平成17年度	12	9	2	1
平成18年度	7	4	1	2
平成19年度	2	2	0	0
平成20年度	18	12	5	1
平成21年度	10	6	3	1
平成22年度(H23.1月現在)	2	1	1	0
計	52	35	12	5

出所：産業政策課の実績をもとに筆者作成

この他にも、「優遇制度のある自治体は熱意が違う」、「制度の相談を通じてすっかり八王子のファン」（これは褒めすぎ？）といった声も聞かれ、企業に対して自治体が歓迎しているという姿勢を示しているかどうかを、企業側が敏感に感じ取っている様子がうかがえる。

地方都市はもとより近隣自治体でも企業誘致に力を入れ地域間競争が激化する中で、八王子市での立地が果たされた数々の案件において、この条例による立地優遇制度の運用が無かったならば、他自治体に敗れ去っていた可能性のある案件も少なくないだろうというのが実感である。



平成 20 年度指定 オリンパス㈱
(市内拡張の例・石川町)

(5) 今後の課題

この条例は立地企業に直接金銭的補助を行う優遇制度であり、企業側の制度に対する評価は高いが、次の課題は「この制度を活用して本市を選択してくれた各企業に、いかに今後長らく本市で事業を継続してもらうか」という点になる。そしてこの課題への対応がこの条例の運用の成否を最終的に決めることにもなると言える。

立地優遇制度が珍しいもので無くなりつつある今、自治体企業誘致のトレンドとして“スピード”と“フォローアップ”というキーワードが聞かれる。スピードとは、企業の事業展開のサイクルが加速するなか、土地価格等の条件が似ていれば、各種行政手続きを素早く処理してくれそうな自治体（省略したり規制を緩めたりということではない）が選ばれるケースがあるということで、一方のフォローアップとは、立地実現の後こそ関係をしっかり維持し、御用聞きにまわるくらいの姿勢で企業を地元根付かせる支援が肝要ということである。本市で考えると、立地優遇制度は持っていて、行政手続きのスピードについては、改善余地はあると思われるものの関連所管との間に入って情報を提供する等の配慮をしているが、フォローアップはこれからである。

このフォローアップについては、職員による企業訪問等の実施はもちろん、企業から聞かれる「工場見学の受け入れ等で、地域に溶け込んでいきたい」といった声も参考にしながら、指定事業者相互あるいは地元企業との交流による地域でのビジネス創出や、様々な市事業に関わってもらうことによる、一般市民へ向けた各企業の存在感や好感度の向上に市が積極的に取り組むことで、地域との結びつきをより強めていければと考えている。



平成 16 年度指定 エム・イー・エス・アフティ㈱
(市外からの新規立地の例・兵衛)

また現行条例は平成 25 年度末まで期間が残っており、今後もこの条例を駆使した誘致活動に力を入れると同時に、多額の税財源を要するこの制度は、条例の効果と経済動向を見極めながら、期限に向け、終了するか延長するかの判断を慎重に行う必要があるだろう。

おわりに

いきいき企業支援条例は、先に述べたように指定件数が50件を超え、順調に指定実績を上げてきた。しかし当初条例制定の平成16年から数えて7年が、条例制定の端緒となった八王子市地域産業振興会議の提言からは8年以上が経過した。この間いざなぎ越えといわれた景況拡大局面が、平成20年秋のリーマンショックに始まる世界的不況で大きく後退することとなり、同時に世界規模での産業構造の大転換が進んでいる。台頭が目立っていた新興工業国は、もはや世界市場の主戦場となり、国内では好況の陰に隠れていた雇用形態の問題がクローズアップされるなど、わが国製造業を取り巻く状況変化は目まぐるしい。それでも地方分権・少子高齢化は確実に進展し、産業振興行政の重要性は益々高まっている。

今回は、有力企業の立地促進施策である「いきいき企業支援条例」を取り上げたが、これは自治体産業振興行政の一部である。この条例の対象になるような規模の企業ばかりではなく、地元小規模事業者への支援や新規創業の支援から商業・観光業・農林業に至るまで、自治体が担う産業振興の幅は広い。

自治体経営において、基盤となる財源を確保し地域の活力を上げるために産業振興は欠かせない。今後も時代の変化に柔軟に対応しながら八王子の産業振興に取り組んでいきたい。

注

- 1) 経済産業省「技術先進首都圏地域における開発型集積活性化の現状と課題」p.40 参照。
- 2) 多極分散型国土形成促進法における業務核都市の区域のうち、業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区。東京都の「八王子・立川・多摩業務核都市基本構想」において、八王子市内では中心市街地地区、八王子インターチェンジ周辺地区、八王子ニュータウン地区、南大沢センター地区の4地区を指定している。

参考文献・資料

- ・ 関満博『伝統的地場産業の研究―八王子機業の発展構造分析―』、中央大学出版部、1985年
- ・ 経済産業省「技術先進首都圏地域における開発型集積活性化の現状と課題」、2001年
- ・ 東京都『八王子・立川・多摩業務核都市基本構想』、2002年
- ・ 八王子市地域産業振興会議「光り輝く産業都市八王子を目指して（平成14年度提言書）」、2002年
- ・ 市町村産業振興研究会『市町村のための産業振興のポイント』、ぎょうせい、2003年
- ・ 八王子市『八王子市産業振興マスタープラン』、2003年
- ・ 東京都『10年後の東京』、2006年
- ・ 植田浩史『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』、自治体研究社、2007年

(やまぎし けん)